

事例研究～中国ビジネス法務

(第41回)
スムーズな撤退のカギ
～清算組メンバー、選出の前に北京市大地律師事務所/日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

急速に進む元高・円安、人件費の高騰…。中国経済の伸び悩みなどから、中国現地法人を解散・清算される日系企業がさまざまな難題に直面しておられます。スムーズな解散・清算を実現するうえで、清算組メンバーは清算プロセスの重要な一翼を担っており、その構成が各種法律文書の作成および法的効力にも大きな影響を及ぼします。

ところが、実務においては地方ごとに法律上の取り扱いが統一されておらず、清算組メンバーの構成について異なる要請がなされています。今回は、この問題について簡単に触れたいと思います。

◇地方ごとに異なる対応

日本のA社は、北京市に全額出資子会社B社を設立し、青島市にも全額出資子会社C社を設立しました。しかし現地法人の経営状況はいずれも思わしくなく、経営上の判断から、A社は、B社およびC社の経営期間満了前の解散・清算を決定しました。

解散・清算に当たっての清算組メンバー届出過程において、北京市工商局はA社（会社法人）をB社の清算組メンバーとするよう要請し、他の者がメンバーになることを認めませんでした。他方で、青島市工商局からはB社の董事長、A社が招聘した中国人弁護士を清算組メンバーとするよう要請がなされました。北京と青島、二つの地方における工商局からそれぞれ異なる要請を受けたため、A社は大変困惑しました。

◇取り扱いが不統一な理由

上記のようなケースは、実務において少なからず発生しております。その理由は、清算組メンバーを決定する際の法的根拠が地方ごとに異なっているためです。

(ア) 2008年より以前の法的根拠

中外合資企業法、中外合作企業法、外資企業法（「外資三法」）には、清算組メンバーの構成について特段の規定がなく、その実施条例／細則には次のように定められていました。

- ・中外合資企業実施条例：合弁会社の董事、弁護士、公認会計士
- ・中外合作企業実施細則：明確な規定なし
- ・外資企業実施細則：外資系企業の法定代表者、債権者の代表、所管機関の代表、弁護士、公認会計士

これらの規定に基づけば、清算組メンバーはいずれも企業の責任者および弁護士等の自然人となります。

(イ) 2008年以降の法的根拠

2005年改正後の『会社法』第183条および中国の司法解釈によれば、有限責任会社の清算組は株主により構成されると規定されており、株主たる会社法人そのものが清算組メンバーとなり、そして当該現地法人の董事または中国弁護士など専門性を有するメンバーが、株主より授権されて、清算組自体が構成されることとなります。このため、外資三法実施条例／細則の規定と食い違いが生じることになりました。

上記二つの法規の間に存在する矛盾を、いかに解決するかについて、国家工商総局、商務部は『外商投資企業の解散、抹消登記管理に関する問題についての通知』（2008）において法律の適用関係を明確化しました。

すなわち、外商投資の会社が解散、清算、抹消登記手続きをする場合には『会社法』『会社登記管理条例』の関連規定を適用する必要があるとされ、また『外商投資企業清算弁法』（1996）は、2008年1月5日に廃止され、『会社法』の会社解散清算に関する規定が、これに替わることとなりました。

（ウ）2008年以降の政府機関の対応

しかしながら、上記の法律適用の変化に対し、地方の政府機関の対応は一致しておりません。北京市工商局は、速やかに国家工商総局および商務部の規定に基づいて清算組メンバーの届出手続を調整しました。しかし、相変わらず多くの地方政府機関では、北京市のような調整は行われておらず、清算組メンバーの届出については、従前の制度が援用されたままとなっているのです。A社を困惑させた原因は、実はここにあったわけです。

◇行動を起こす前に

広大な中国では、さまざまな場面で、地方政府・機関ごとに法律の取り扱いが異なるという状況が存在します。このため清算組メンバーの選出はもちろん、何らかの行動を起こす前には、案件に対する所管機関の要請を詳細かつ綿密に確認し、確認された結果に基づいて適時、適切に各申請書を準備の上、各種の申請手続きを行っていただくことが、大変重要となってきます。また株主が清算メンバーとなるため、法律にのっとって清算することが義務付けられます。

「兵馬未動、糧草先行（出兵する前に、糧秣を準備しておく）」ということわざは、行動を開始する前にはしっかりと調査の上、十分な準備をする必要があることを意味します。今も昔も、事前確認の重要性に、変わりはないということでしょうか。

4月に中国5都市で春季セミナーを開催＝華鐘コンサルタントグループ

華鐘コンサルタントグループなどは、4月16日から23日まで「日系企業は『新常态・中国』にどう対応していくか」と題するセミナーを北京、大連、広州、上海、蘇州で開催する。

セミナーでは、「今後の『新常态（ニューノーマル）中国』と日中関係の展望」と題して、上海華鐘投資コンサルティングの古林恒雄総経理が講演する。また、「移転価格税制や持分譲渡益課税」や「企業再編、撤退、人事労務問題」など新外資政策や日系企業の最新事例について顧中◆（カネヘンに玉）副総経理と能勢徹副総経理がそれぞれ解説する。

北京は16日京倫飯店、大連は17日大連凱倫飯店、広州は20日嘉逸国際酒店、上海は22日花園飯店、蘇州は23日蘇州金陵觀園国際酒店で、それぞれ午後開催する。参加費は無料。申し込みは、同社ホームページ（<http://www.shcs.com.cn>）まで。

康佳、アリババ製OS搭載のスマートTV発売

23日付の中国紙・第一財經日報（A11面）によると、中国の家電大手の康佳（コンガ）は20日、中国の電子商取引最大手の阿里巴巴（アリババ）集団と組んで、インターネット機能を取り入れたスマートテレビ「K KTV・U50」を発売した。

K KTVは、アリババ開発のモバイル向け基本ソフト（OS）「YunOS」を搭載。アリババ傘下の阿里影業（アリババ・ピクチャーズ）が提供する映画や、アリババと提携関係を持つ華数テレビと優酷のテレビ番組・動画コンテンツを楽しめる。電子決済の「支付宝（アリパイ）」機能を備え、テレビで簡単にネットショッピングや光熱費の決済が可能。

画面サイズは50インチで、価格は3199元。27日まではキャンペーン価格の2999円で、アリババ傘下のショッピングモール「天猫商城（Tモール）」を通じて販売するという。（時事）